

「福祉の里たんぽぽ」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用児に対して児童発達支援を提供します。
当サービスの利用は、原則として障がい児通所給付費の支給決定を受けた0歳～6歳（就学前）までの乳幼児の方が対象となります。

◆◆目 次◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスの基本理念・目的・運営方針	2
4. サービスに係る施設・設備等の概要	3
5. サービス提供職員の設置状況	4
6. サービス提供の内容	5
7. 利用料金	8
8. 利用児の記録及び情報の管理等	9
9. 緊急時の対応	9
10. 非常災害時の対策	10
11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	10
12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	12

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団（各務原市福祉の里たんぽぽ）
当事業所は児童発達支援事業の指定を受けています。
指定事業所番号：2150500037

1. サービスを提供する事業者

設置者	名称	各務原市
	所在地	岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
	電話番号	058-383-1111 (代表)
	代表者氏名	各務原市長 浅野 健司
指定事業者	名称	社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団
	所在地	岐阜県各務原市須衛稲田7番地
	電話番号	058-370-7500 (代表)
	代表者氏名	理事長 紙谷 清
	設立年月	平成 8年10月 1日

2. 利用事業所

事業所の種類	医療型児童発達支援センター 平成25年4月1日指定
事業所の名称	各務原市福祉の里たんぽぽ
事業所の所在地	岐阜県各務原市須衛稲田7番地
連絡先	電話番号：058-370-7500 (代表) F A X：058-370-7511
管理者	羽谷 和代
サービスの実施地域	原則として、各務原市全域
主たる対象者	運動発達に遅れがみられる0歳～6歳（就学前）までの乳幼児
定員	20名
開設年月日	平成10年4月1日

3. サービスの基本理念・目的・運営方針

基本理念	「笑顔で 元気に 自分らしく」
基本方針	一、私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。 一、私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。 一、私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかげはしになります。
目的	運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。
運営方針	1 保護者と一緒に登園し、生活のリズムを整えながら、安定した保護者との関係が作れるように支援します。 2 子どもの気持ちに寄り添いながら、自分でやろうとする意欲を引き出します。

	<p>3 色々な遊びを通して、周りへの興味関心を引き出し、遊びへの意欲と感覚・運動の発達を促します。</p> <p>4 友達や他の大人と一緒に遊ぶことで、社会性を育てます。</p> <p>5 子どもと保護者を中心に、各職種の職員が連携して、お子さんの全体的な発達を促します。</p> <p>6 保護者には、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていただけるよう、支援します。</p>
--	--

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建地下1階
建物敷地面積	12,602.5㎡(駐車場含む)
施設面積	5,859.69㎡(内、専有面積 505.19㎡)

(2) 主な設備

居室の種類	部屋数	面積	備考
保育室	1室	60.99㎡	
理学療法訓練室	1室	69.60㎡	
作業療法訓練室	1室	20.27㎡	
言語聴覚療法訓練室	1室	29.66㎡	
静養室	1室	17.70㎡	
相談室	1室	15.19㎡	
通園児便所	1室	26.49㎡	
便所(男性)	1室	4.18㎡	
便所(女性)	1室	5.04㎡	
指導員室	1室	29.74㎡	
アリーナ	1室	520.57㎡	他施設と共用
調理室	1室	146.81㎡	他施設と共用

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	指定基準	備 考
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1名		1名			0.8名	1名 (兼務可)	理学療法士兼務
児童発達支援 管理責任者	1名	1名				1名	1名	
児童指導員	1名	1名				1名	1名	
保育士	2名	1名		1名		1.8名		
理学療法士	2名			2名		1.6名	1名	福祉の里ほむら・ さくら兼務
作業療法士	1名			1名		0.2名		福祉の里つくし・ さくら兼務
言語聴覚士	1名			1名		0.5名	—	福祉の里つくし・ さくら兼務
看護職員	1名	1名				1名	1名	
管理栄養士	1名			1名		0.1名	—	福祉の里他施設 兼務
運転士	1名		1名			0.5名	—	福祉の里つくし 兼務
医師	3名			嘱託 3名		0.1名	嘱託医	内1名は 診療所管理医

※調理員は委託

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

年度途中で、条例の定める指定基準の範囲内で人員配置を変更する場合があります。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（38.75時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤 務 体 制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
児童指導員・保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
理学療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
作業療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は休業）

営業時間：午前8：30～午後5：15まで

(サービス提供時間 9：00～17：00)

6. サービス提供の内容

(1) 障がい児通所給付対象サービス内容

(ア) 発達支援

サービスの種類	サービスの内容
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との通園を基本とし、集団により保育します。 ・発達段階、年齢等を考慮して、児童発達支援計画を作成し、これに従って保育を行います。 ・基本的な生活習慣〔食事、排泄、更衣など〕を身につけていくために、介助の方法を保護者と一緒に考え、介助に協力したり、自分でやろうとしたりする気持ちを育てていきます。 ・いろいろな遊びを通して感覚・運動機能の発達を促します。 ・生活経験を豊かにし、集団生活への適応性や社会性が身に付くようにします。 ・家庭との連携を密にして、子どもの育ちに必要な援助や助言をしていきます。 ・市内の保育所と交流保育を行い、子ども同士がお互いに刺激を受け、育ち合えるように支援します。 ・学習会、懇談会、交流会やファミリーデイを設け、保護者が子育てに自信がもてるように支援します。
理学療法	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し、感覚運動学習を行い、全身の運動機能の改善と基本的な運動動作の獲得、運動発達を促します。 ・保護者にお子さんの現状や課題を説明し、理解を得ながら日常生活において効率的な介助の方法や環境設定などを支援します。
作業療法	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びを通して、身体（上肢、下肢、体幹）機能の改善と感覚運動機能、日常生活動作、学習基礎能力、社会性の発達を促します。 ・遊びや作業活動を楽しく円滑に行えるよう姿勢や自助具等の工夫をします。
言語聴覚療法	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの共感関係を大切にしながら、ひとりひとりの興味、関心に合わせたあそびを通して、ことばの基礎となるまわりの物事を認知する力を育てます。また、ひとりひとりに応じた方法で人とコミュニケーションする力を育てていきます。

摂食機能療法	<ul style="list-style-type: none"> 心身の成長発育、健康の維持増進に必要な栄養を摂り、望ましい食習慣を身につけ、子どもが楽しく、効率よく食事が摂れるように援助していきます。 職員と栄養士が連携して、通園児の発達に合わせた食形態、また、栄養バランスのとれた献立、適温での配食につとめます。 食事しやすい姿勢がとれるようにし、自分の持つ能力を精一杯使い、自分で食べられるように支援します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態を常に把握し体調管理に努め、健康面での心配な点を軽減できるよう努めます。 定期的に診察を実施して発達状況を把握します。必要に応じ、他の医療機関の紹介もします。
相談	<ul style="list-style-type: none"> 利用児及びその家族からのいかなる相談にも誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 保護者の申し出に応じ、担当職員による療育相談を行います。

(イ) 保健医療サービス

サービスの種類	サービスの内容
診察	<p>医師の診察により、次の事項を行います。</p> <p>整形外科 理学療法 作業療法 言語聴覚療法 摂食機能療法 処方 補装具処方 検診 身障手帳診断 手当等診断 その他 小児科 手当等診断 育児・療育相談 内科検診 <医師> 整形外科 花井 国雄・八木澤芳生（診察日：月3回金曜日午後） 小児科・内科 足立 美穂（診察日：月2回木曜日午後） 耳鼻科 村上 一晃（診察日：年1回 ※予備日あり） 歯科 足田 均（診察日：年1回） 眼科 石田 一成（視能訓練士による検査及び診察日：年1回） *諸事情により、医師が変更する場合があります。</p>
看護	看護師が健康状態を含めた現状を報告し、医師の診断、指示を仰ぎます。
訓練	医師の診察を受け、指示のもとに、理学療法・作業療法・言語聴覚療法・摂食機能療法を実施します。

(ウ) その他の支援

サービスの種類	サービスの内容
行事	＊利用児の発達支援に必要な各種行事を実施していきます。 新年度説明会・遠足・ファミリーデー（家族参加の日）・運動会・クリスマス会・卒園式 [定例の行事] 誕生会・保育所との交流保育・ほのぼのサークル（保護者の交流会）・おたまじゃくしの会（保護者と職員の勉強会）
個別懇談会	お子さんに対する児童発達支援計画をもとに個別懇談会を実施し、お子さんの姿を確認すると同時に、今後の課題について共通理解していきます。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児の使用する食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理と対応に努めます。また、調理に必要な機械器具等の管理も適正に行います。 ・感染症が発生し、拡がらないよう必要な対応をするよう努めます。
安全管理	当事業所では、送迎時及び施設活動支援時の非常災害時対策に関する具体的計画を作成し、利用児の家族との協力によって、利用児の安全に留意することに努めます。

(エ) 週間の支援サービス内容

医師の指示・指導のもと利用児の発達状況・健康状態に保護者の希望等を勘案し、適切な週間の支援サービス・プログラムを作成し提供します。

サービスの種類	サービスの内容
訓練（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）	個別訓練（医師の指示された回数）1回 40分
保育	集団保育（毎日）
摂食機能療法指導	随時

※支援サービスを選択して受けることができます。

(2) 障がい児通所給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	昼食の提供をします。保育士等と栄養士との連携のもとに、栄養のバランスのとれた献立、利用児の状態に合わせた調理と自助具の活用、適温での配食を実施します。 [食事時間 午前11時30分～午後1時00分まで] (食器等後片付けを含む)	310円 ※低所得者の軽減措置適用の場合 ・食事提供体制加算Ⅰ対象者 280円 ・食事提供体制加算Ⅱ対象者 270円
送迎サービス	通園バス等による、通園の送迎サービスをします。 (送迎サービス希望者1日につき)	燃料費実費相当分 (100円)

日常生活上必要となる諸経費	利用児の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 等	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続きについて、利用児または保護者が行うことが困難な場合、保護者の同意を得て代行します。	実費
その他	サービス提供記録等の複写代 証明書諸書類の発行代 その他利用児が希望する特別なサービスに要する費用	実費

※ 医療サービスにより、治療用装具を作成した場合、療養費払いの対象となる金額については、装具作成業者に対し、一時的に立替払いまたは、自己負担金が発生する事がありますので、その都度ご説明いたします。

〔サービスの概要〕

全てのサービスは、「児童発達支援計画」に基づいて行われます。本事業所の職員が作成し、利用児及び保護者の同意をいただきます。なお「児童発達支援計画」の写しは利用児及び保護者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 障がい児通所給付費対象サービス内容の料金

障がい児施設給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（内閣総理大臣の定める額）のうち9割が障がい児通所の給付対象となります。事業者が障がい児通所等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障がい児施設受給者証をご確認ください。

(2) 障がい児通所給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）障がい児通所対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金の変更

サービスに係る国の定める費用に変更があった場合、また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当事業所が提供するサービスの利用料金を変更することがあります。

(4) サービス利用の取り消し料金

利用児がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日当日の午前9時00分までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用日当日の午前9時00分までに申出のない場合は、キャンセル料として給食費の実費相当額を頂きます。

キャンセル料（給食費の実費相当額）1日あたり	310円
------------------------	------

(5) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（4）の料金は1ヶ月ごとに計算し、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。

請求しました利用料金の合計額を翌月27日（金融機関が休業日の場合はその翌営業日）に口座振替の方法により予めご指定された口座から振り替えさせていただきます。

ただし、口座振替の手続きが完了するまでの間は、現金でお支払いいただきます。

また、口座振替不能となった場合は、口座振替不能通知により記載された期日までに、現金で福祉の里窓口へお支払い願います。

8. 利用児の記録及び情報の管理等

（1）事業所は、法令に基づいて利用児の記録及び情報を適切に管理し、利用者及び保護者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該記録を整備した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：15です。

（2）利用児の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用児及び保護者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用中に著しく心身の変化が認められた場合、あるいは、他の利用者への影響が懸念される病状が認められた場合は、看護職員、施設職員の判断により、医療機関への受診をお願いする場合があります。なお、医療機関受診のための送迎・付き添いは、原則としてご家族でお願いします。

利用中に発生した事故や急変などで必要な場合には、速やかに協力医療機関、または、利用者の指定する医療機関へ救急搬送します。その場合の受け入れ医療機関はご希望の医療機関への搬送とならない場合もありますのでご了承下さい。

救急搬送の際は、可能な限り、事前に登録された緊急連絡先に連絡をお取りしますが、連絡がつかない場合には、事後の連絡となる場合があります。

【協力医療機関】

医療機関の名称	公立学校共済組合 東海中央病院		
院長名	松井 春雄		
所在地	各務原市蘇原東島町4丁目6番地2		
電話番号	058-382-3101		
診療科	内科 他	入院設備	あり

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、「福祉の里消防計画書」により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、「福祉の里消防計画書」に則り、月1回、避難・防災訓練を、利用児及び保護者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・室内防火栓 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有
消防計画	消防署への届出日： 令和5年4月 防火管理者： 打田 哲也
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：公益財団法人日本知的障害者福祉協会 （引受会社：あいおいニッセイ同和損害保険（株）） 加入保険名：障害者施設総合補償 保障内容：施設の賠償責任にかかる補償（敷地外の賠償責任にかかる補償・個人情報漏えい賠償責任補償・自動車搭乗中補償）

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 各務原市福祉の里 たんぽぽ 管理者 羽谷 和代 ・窓口担当者 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 各務原市福祉の里 たんぽぽ 主任 浅野 葉子
-----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。 ・住所 各務原市須衛稲田7番地 ・電話番号 058-370-7500 ・F A X 058-370-7511 <p>※担当者が不在の場合は、事業団事務局または、事業所までお申し出ください。</p>	
社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 第三者委員	寺嶋 健司	【住所】
		電話番号 *****
	御宿 則子	【住所】
		電話番号 *****
各務原市役所 健康福祉部社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地 ・電話番号：058-383-1111（市役所代表） 058-383-1252（社会福祉課直通） ・F A X：058-389-3353 ・受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。 	
岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内 ・電話番号：058-278-5136 ・F A X：058-278-5137 	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所 虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者 各務原市福祉の里 事業課長 安田 香実 ・窓口担当者 各務原市福祉の里たんぽぽ 管理者 羽谷 和代 ・受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。 ・電話番号 058-370-7500（代表） ・F A X 058-370-7511 	
各務原市 障がい者虐待防止 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所健康福祉課 社会福祉課 ・電話番号：058-383-1111（市役所代表） 058-383-1252（社会福祉課直通） ・F A X：058-389-3353 ・受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。 	

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 病気の際に留意いただく事項

体調が悪い場合	身体の調子が悪い時は、できるだけ休ませて下さい。
伝染病にかかった場合	別資料「学校保育所（園）において予防すべき伝染病の種類及び出席停止の期間基準」の表に準じて病気にかかった時や疑いのある時は、医師の指示に従って下さい。また、治癒証明書が必要な場合は、登所時に提出して下さい。※別紙参照
単独通園時の服薬について	服薬については医師の指示があった場合のみ、薬と一緒に「薬連絡表」を記載し提出して下さい。
医療的ケアについて	医療的ケアが必要な場合は、医療的ケア依頼書に主治医の意見書を添えて提出していただきます。

(2) その他ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。事業所において利用上不要な貴重品は、持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
喫煙	施設内は、全面禁煙です。
その他	ここに掲載されていること以外のことについても、多くの方が利用される施設ですので、常識的なマナー・エチケットに心掛けてください。

指定児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名：各務原市福祉の里たんぽぽ

説明者職名： _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用児氏名 _____

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

続 柄 _____